

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第65号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年6月8日 12時20分ごろ
発生場所	大分県佐伯市鶴御埼南南東方沖 鶴御埼灯台から真方位168° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯32° 53.09′ 東経132° 05.66′）
事故等調査の経過	平成26年6月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第六十八神洋丸、324トン 136513、有限会社神洋丸 B 漁船 日栄丸、4.4トン OT3-56282（漁船登録番号）、個人所有 第294-23295号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級海技士（航海） 甲板手A、海技免許なし 甲板員A、海技免許なし B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部外板の塗装剝離 B 左舷かんぬきに折損
事故等の経過	A船は、船長A、甲板手A及び甲板員Aほか2人が乗り組み、鶴御埼南南東方沖を係留地へ向けて、約10.5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により北北東進していた。 甲板員Aは、甲板手Aを舵輪につかせて航海当直に当たり、レーダー及びGPSプロッターを3Mレンジでそれぞれ使用し、目視及び双眼鏡により周囲の見張りを行っていた。 甲板員Aは、右舷前方に北北西進するB船を初認した際、小型船のB船がA船を避航するものと思い、航行を続けた。 A船は、甲板員Aが、右舷方至近に接近したB船を認め、衝突の危険を感じて甲板手Aに手動操舵への切替え及び左舵一杯を指示したが、平成26年6月8日12時20分ごろ、その右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、鶴御埼南南東方沖を係留地へ向けて、約6knの速力で自動操舵により北北西進していた。 B船は、船長Bが、視界が良好であり、周囲に航行の支障となる船

	<p>船を見掛けなかったので、目視のみで周囲の見張りを行っていたところ、B船の左舷方至近にA船を認めた直後、A船と衝突した。</p> <p>両船は、互いの損傷状況及び連絡先を確認して、それぞれの係留地へ入港した後、船長Bが、本事故の発生を118番（海上保安庁）通報した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長Bは、B船の操舵室に周囲の見張りを行う際の死角はなかったものの、本事故当時、船尾方を見張りを失念していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、鶴御埼南南東方沖を北北東進中、甲板員Aが、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、同じ針路及び速力で航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、B船を初認した際、小型船のB船がA船を避航するものと思っていたことから、B船に対する見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、鶴御埼南南東方沖を北北西進中、船長Bが、船尾方を見張りを適切に行っていなかったことから、左舷後方から接近するA船に気付かず航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、周囲に航行の支障となる船舶はいないと思い、船尾方を見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、鶴御埼南南東方沖において、A船が北北東進中、B船が北北西進中、甲板員AがB船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが船尾方を見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に周囲の見張りを適切に行うこと。 ・必要に応じてレーダーを活用すること。